

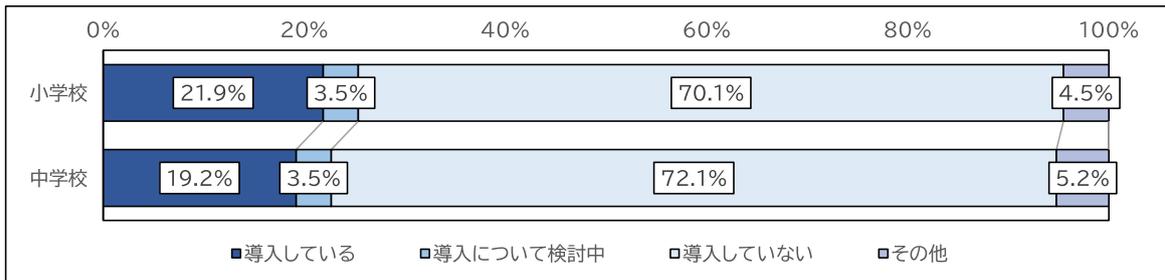
別紙資料2 「特定地域選択制度」に関する資料

○「学校選択制」とは

- ・指定校制度は維持しつつ、保護者の意見を踏まえて通学区域の弾力的運用を行うこと
⇒大規模校対策・小規模校対策のために本制度を活用している自治体も多い

(参考)「就学校の指定・区域外就学の活用状況調査」より(文部科学省、R4年5月1日現在)

(1) 学校選択制の導入状況(対象:「就学校の指定をし得る学校が2校以上ある」学校のみ)



※「導入している」の比率 小学校 H24年:15.1% ⇒ R4年:21.9%
中学校 H24年:15.6% ⇒ R4年:19.2%

(2) 学校選択制の実施形態別活用状況(対象:「学校選択制を導入している」学校のみ。複数回答)

実施形態 (便宜的分類)	具体的内容 (【大】は主に大規模校対策、【小】は主に小規模校対策)	小学校	中学校
1.自由選択制	・市町村内の <u>全ての学校</u> のうち、 <u>希望する学校</u> に就学を認める	10%	28%
2.ブロック選択制	・市町村内をブロックに分け、その <u>ブロック内の希望する学校</u> に就学を認める	2%	1%
3.隣接区域選択制	・従来の通学区域は残したままで、 <u>隣接する区域内の希望する学校</u> に就学を認める 【大】	16%	15%
4.特認校制	・従来の通学区域は残したままで、 <u>特定の学校</u> について、通学区域に関係なく、市町村内の <u>どこからでも就学を認める</u> 【小】	59%	32%
5.特定地域選択制	・従来の通学区域は残したままで、 <u>特定の地域に居住する者</u> について、 <u>学区外への就学</u> を認める 【大】	27%	28%

(3) 学校選択制導入による課題(対象:同上。複数回答。小学校のみ)

